

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-01-01

事業名	交通安全ラジオ・テレビキャンペーン放送事業	事業番号	01	課係名	県民生活課 交通安全班	係番号	01
-----	-----------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 一般県民</p> <p>(2) 現状 交通事故の死者数は増減を繰り返しているが、発生件数及び負傷者数は増加傾向にある。</p> <p>(3) 方法 県民に対し効果的な広報等を実施し、交通安全に対する意識の高揚・啓発を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を身につけてもらう。</p> <p>(4) 目標 交通事故の死者数を65人以下に抑制する。 当面、交通事故の発生件数を、5,000件以下に抑制する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 交通安全対策基本法第30条第1項で、国は交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものと規定されており、地方公共団体は、同法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方公共団体は交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要があると規定されている。県が広域的な立場で同施策を実施するのが妥当である。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>14,537</td> <td>13,591</td> <td>11,378</td> <td>10,891</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>3.10</td> <td>3.10</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：交通安全運動事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	14,537	13,591	11,378	10,891	人工数	3.10	3.10	2.10	2.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	14,537	13,591	11,378	10,891												
人工数	3.10	3.10	2.10	2.10												
<p>2. 事業の必要性 年々、増加する交通事故を抑制するためには、県民に対する交通安全思想の普及・啓発を図ることにより、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を身につけてもらう必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：47年度，終期：継続</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 各季(春・夏・秋・年末年始)の交通安全運動等の実施 交通安全フェアの開催</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 各季(4回)の交通安全運動の実施 15年4回 16年4回 17年4回 交通安全フェアの開催 15年1回 16年1回 17年1回</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 各季の交通安全運動の実施(年4回) 交通安全フェアの開催</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 交通事故発生件数 入場者数(本会場+バイク会場)</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 交通事故発生件数 15年6,127件 16年6,512件 17年6,519件 交通安全フェア入場者数 15年15,459人 16年17,000人 17年14,066人</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 交通安全意識のより一層の向上を目指す</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 交通安全班				
評価責任者	県民生活課		担当者野波、長松		
課番号	030100	係番号	01	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-01-01				
事務事業名	交通安全ラジオ・テレビキャンペーン放送事業				
歳出事業コード(1)	106013004	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	交通安全運動事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	各季(春・夏・秋・年末年始)の交通安全運動の実施					
成果指標名又は成果の内容(A')	交通事故発生件数					
活動指標名又は活動の内容(B)	交通安全フェアの開催					
成果指標名又は成果の内容(B')	入場者数(本会場+バイク会場)					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	回数	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
成果指標A'	件数	6,127.00	6,512.00	6,519.00	5,000.00	5,000.00
活動指標B	回数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
成果指標B'	人数	15,459.00	17,000.00	14,066.00	20,000.00	20,000.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	14,537	13,591	11,378	10,891	
	人工数D	3.10	3.10	2.10	2.10	
	人件費E	20,553	19,964	13,524	13,482	
	合計C+E=F	35,090	33,555	24,902	24,373	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 A
	(判定内容) A: 満足している。
判定根拠	交通安全フェアを開催し、シートベルトコンピンサー、運転シミュレーション等を体験してもらい、好評であった。平成17年度は天候に恵まれなかったものの、14,066人の来場者があった。また、参加者へのアンケートでは、「楽しみながら交通安全について学べてよかった」との意見が多数あり、概ね好評であった。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	交通事故件数は、毎年増加傾向を示し、県民の安心・安全な生活の実現に大きな懸念材料となっている。このような状況の中、「今後も毎年交通安全フェアを開催して欲しい」との要望が多数あり、また、アンケートによれば、「会場で参加・体験したことは役に立つと思う」が77.7%、「まあまあ役に立つ」が14.8%で、県民ニーズは高いと思われる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定根拠	本県の交通事故件数は、他県と同様に増加傾向であるが、特に本県は、飲酒運転が17年連続ワーストワンを記録する等、他県より交通意識や交通マナーの欠如が著しく、交通安全フェアの実施により広く県民に交通安全教育を図り、マナーの向上を図る必要がある。 なお、九州各県においては、類似の事業を実施している県は3県あるが、フェアの規模や実施形態はそれぞれ異なり、比較しにくい。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	交通安全対策基本法第30条第1項で、国は交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものと規定されており、地方公共団体は、同法第38条の規程により、国に準じた施策を講ずる必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	交通安全対策基本法第16条により、各都道府県は交通安全対策会議を設置し、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進することが定められている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定根拠	事業の一部（ラジオキャンペーン等）は、現に専門の広告代理店に委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定根拠	県警で交通取締りの強化等の事業を行っているが、当課とは役割を分担（県が交通安全の普及・啓発、県警が取締まり）している。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	交通事故は、年齢・性別にかかわらず誰にでも起こり得るものであるため、全県民を対象に交通安全を呼びかけることが、交通事故防止に資するものと考えられる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	「真に豊かで活力のある沖縄県」を構築していくため、県民の安全と安心の確保は極めて重要である。なかでも、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であるが、事故件数、負傷者数とも増加を続けている。また、自動車、二輪車、免許保有人口等は増加傾向にあり、交通安全を推進するためにも交通安全運動の広報を実施し、県民の意識向上を喚起する必要がある。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 2
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。		
判定根拠	費用は、予算減により減少。 死亡事故については多少の増減はあるものの、長期的には減少傾向である。しかし、総体的に負傷者数は増加しており、事故件数の増加と併せ、予断を許さない状況である。 なお、交通安全フェアの来場者数については、天候や開催地によって影響され、昨年は悪天候及び会場面積の縮小に伴い来場者数が減少したが、費用低下にも関わらず、成果は横ばいと考えられる。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。		
判定根拠	費用は予算減により減少だが、天候や開催場所、面積を考慮すると成果は横ばいと考えられる。また、昨今の県民を取り巻く交通状況の悪化を踏まえ、各季の交通安全運動及び交通安全フェアは強化の方向で引き続き実施する必要がある。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	交通安全フェアについては、他の機関・団体（県警、教育委員会、交通安全協会連合会等）と適切な役割分担をして負担金を支出。その他交通安全の啓発等の事業については広く県民を対象としており、県が負担している。	

10. O A化の可能性		判定 A
(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。		
判定根拠	事業の内容がO A化になじまない。	

11. 判定結果			
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性		E	
5. 事務事業の選択		B	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
	1 0	2			1

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 B 具体的方向性 1
(評価区分) : B. 現状維持 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定根拠	地方公共団体は、交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずるものとされており、県では、同事業を今後とも推進しなければならないものであり、各季の交通安全運動及び交通安全フェアは強化の方向で引き続き実施する必要がある。さらに、交通安全フェアについては、事業のより一層の効率化を図るとともに、各種の参加・体験型の交通安全教育を通じて県民の交通安全意識を向上させる。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-01-02

事業名	参加・実践型高齢者交通安全教育推進事業	事業番号	02	課係名	県民生活課 交通安全班	係番号	01
-----	---------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 65歳以上の高齢者</p> <p>(2) 現状 高齢者の交通事故の発生が増加傾向にある。</p> <p>(3) 方法 毎年3～4市町村で当該事業を順次実施する。</p> <p>(4) 目標 高齢者及び地域活動に影響力のあるシルバーリーダーに高齢者の交通安全学習に必要な知識を習得させ、同人の指導力向上を図ることにより同事業の継続的な推進を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 交通安全対策基本法第30条第1項で、国は交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものと規定されており、地方公共団体は、同法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方公共団体は交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要があると規定されている。県が広域的な立場で同施策を実施するのが妥当である。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">1,377</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> <td style="text-align: right;">700</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> <td style="text-align: right;">0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：交通安全運動事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	1,377	1,050	700	0	人工数	0.20	0.20	0.20	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	1,377	1,050	700	0												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.10												
<p>2. 事業の必要性 人口の高齢化、高齢者の就業、社会参加型の活動の増大及び交通行動の多様化、国民生活の24時間化等により、高齢者の事故が増加している。そのため、講義中心の交通安全教育に加え、より効果の高い実践的な参加型の交通安全教育を実施する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成5年度，終期：平成17年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 事業の開催市町村数</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 事業の開催市町村数 15年4市町村 16年2町村 17年2村</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 本島内のほとんどの市町村で実施済み。 事務事業見直しにより平成17年度で廃止した。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 高齢者の交通事故件数 事業の参加人数</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 高齢者の交通事故件数 15年921件 16年1,074件 17年1,150件 事業の参加人数 15年207人 16年183人 17年121人</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 交通安全班				
評価責任者	県民生活課		担当者長松小也香		
課番号	030100	係番号	01	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-01-02				
事務事業名	参加・実践型高齢者交通安全教育推進事業				
歳出事業コード(1)	106013004	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	交通安全運動事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	事業の開催市町村数					
成果指標名又は成果の内容(A')	高齢者の交通事故件数					
活動指標名又は活動の内容(B)	事業の開催市町村数					
成果指標名又は成果の内容(B')	事業の参加人数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	市町村数	4.00	2.00	2.00	0.00	0.00
成果指標A'	件数	921.00	668.00	676.00	0.00	0.00
活動指標B	市町村数	4.00	2.00	2.00	0.00	0.00
成果指標B'	人	207.00	183.00	121.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	1,377	1,050	700	0	0
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.10	0.10
	人件費E	1,326	1,288	1,288	642	642
	合計C+E=F	2,703	2,338	1,988	642	642

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 A
(判定内容) A: 満足している。	
判定 根拠	参加者に対するアンケートによれば「講義や実験の内容が分かりやすかった」が85.8%あった。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	参加者に対するアンケートによれば「またこのような事業に参加したい」が76.6%あった。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	予算額が他県より少ない。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	交通安全対策基本法第30条第1項で、国は交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものと規定されており、地方後期用団体は、同法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) C. 現在、県が実施しているが、市町村への権限移譲が可能である。		
判定 根拠	同事業は市町村への委託料で実施しており、市町村への委譲は可能である。なお、市町村では、謝金、旅費、庁費等として執行している。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	同事業は市町村への委託料で実施している。市町村では謝金、旅費、庁費等として執行しており、民間委託にはなじまない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	同事業は、平成5年度から平成12年度まで内閣府の事業として実施してきた。また、平成10年度からは県単事業としても実施してきたが、他に類似する事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	交通事故に遭いやすい高齢者自身に、体験型の交通安全教室を受講してもらうことにより、効果的に指導を行うことができる。また、高齢者及び地域活動に影響力のあるシルバーリーダーに高齢者の交通安全学習に必要な知識を習得させ、同人の指導力向上を図ることにより、同事業の継続的な推進を図ることができる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	高齢者を対象とした交通安全教室を開催することにより、高齢者の交通安全意識を高め、交通事故防止に資することができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) D: 費用、成果とも低下傾向。 判定 D

判定根拠

費用・成果とも低下傾向にある。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) D: 費用、結果とも低下傾向。 判定 D

判定根拠

費用・活動指標とも低下傾向にある。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠

市町村では委託料の範囲内で執行しており、県の負担が少ないという苦情はない。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠

O A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		A
		3. 役割分担	(1) 官民
必要性	3. 役割分担	(2) 県市町村	C
		4. 民間委託の可能性	B
必要性	5. 事務事業の選択		A
		有効性	6. 対象の妥当性
有効性	7. 貢献度		
		効索性	8. 対費用効果
効索性	8. 対費用効果		
		効索性	9. 県の負担割合
効索性	10. O A化の可能性		

合計	A	B	C	D	E
	8	1	2	2	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D
具体的方向性	2

(評価区分): D: 廃止
 (具体的方向性): 2: 民間、市町村等に担ってもらうこと等により県の事業は廃止する。

判定根拠

同事業は事務事業見直しにより、平成17年度で廃止した。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-01-04

事業名	沖縄県ダンプカー協会に対する補助事業	事業番号	04	課係名	県民生活課 交通安全班	係番号	01
-----	--------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 (社) 沖縄県ダンプカー協会</p> <p>(2) 現状 平成17年：交通事故発生51件 負傷者65人 死者1人</p> <p>(3) 方法 (社) 沖縄県ダンプカー協会による効果的な研修を実施し、会員の交通安全意識の向上を図る。</p> <p>(4) 目標 ダンプカーによる交通事故の抑制</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 助成 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 国及び地方公共団体は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第14条で、同法第12条第1項の規定により届け出をした団体の指導及び育成に努めるものと規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 上記(1)参照</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>856</td> <td>770</td> <td>700</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：交通安全運動事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	856	770	700	400	人工数	0.10	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	856	770	700	400												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.10												
<p>2. 事業の必要性 ダンプカーによる事故は、過積載、速度違反等により一端事故発生すると大事故に繋がる危険性が高いため、ダンプカー運転者に対する交通安全教育が大変重要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成6年度，終期：継続</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 安全運転講習会の開催回数</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 安全運転講習会の開催回数 15年1回 16年1回 17年3回</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 安全運転講習会を毎年1回以上実施する</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) ダンプカー交通事故発生件数 安全運転講習会の受講者数</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) ダンプカー交通事故発生件数 15年18件 16年29件 17年51件 安全運転講習会の受講者数 15年142人 16年180人 17年255人</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 安全運転講習会の受講者数を毎年150人以上見込む ダンプカー交通事故件数を限りなく0に近づける</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 交通安全班				
評価責任者	県民生活課		担当者 長松小也香		
課番号	030100	係番号	01	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-01-04				
事務事業名	沖縄県ダンプカー協会に対する補助事業				
歳出事業コード(1)	106013004	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	交通安全運動事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	安全運転講習会の開催回数					
成果指標名又は成果の内容(A')	ダンプカー交通事故発生件数					
活動指標名又は活動の内容(B)	安全運転講習会の開催回数					
成果指標名又は成果の内容(B')	安全運転講習会の受講者数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	開催件数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
成果指標A'	発生件数	18.00	29.00	51.00	30.00	30.00
活動指標B	開催回数	1.00	1.00	3.00	2.00	2.00
成果指標B'	参加者数	142.00	180.00	255.00	200.00	200.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	856	770	700	400	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	
	人件費E	663	644	644	642	
	合計C+E=F	1,519	1,414	1,344	1,042	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 -
(判定内容) :-	
判定根拠	ダンプカーによる事故件数は増加しているが、協会加入車両によるものかどうか把握できないため判断できない。
(2) 県民ニーズの動向	
	判定 B
(判定内容) B. 横ばい	
判定根拠	ダンプカーによる交通事故防止は、件数は少ないものの重大事故につながるおそれが高いことから、自動車事故の防止と同様、県民生活にとって重要な課題であると思われる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定根拠	協会への補助率、加入率等が他県より低い状況である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	国及び地方公共団体は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（以下「ダンプカー規制法」という）第14条で、同法第12条第1項の規定により届出をした団体の指導及び育成に努めるものとされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	国及び地方公共団体は、ダンプカー規制法第14条で、同法第12条第1項の規定により届出をした団体の指導及び育成に努めるものとされている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	国及び地方公共団体は、ダンプカー規制法第14条で、同法第12条第1項の規定により届出をした団体の指導及び育成に努めるものとされている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	ダンプカー協会は、白ナンバー及び緑ナンバーが対象であるが、トラック協会は緑ナンバーが対象である。白ナンバーを対象とした事務事業は他にない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	土砂を運搬する大型自動車の運転者に安全運転指導を行うことにより、大型自動車の事故防止につながる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定根拠	土砂を運搬する大型自動車の運転者に安全運転指導を行うことにより、大型自動車の事故防止につながる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) D. 費用、成果とも低下傾向。 判定 | D

判定根拠
 事故件数が増加している。
 ただし、協会加入車両によるものかどうかは把握できていない。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 | A1

判定根拠
 講習会の回数を増やし、より多くの会員に安全指導を行った。

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 国及び地方公共団体は、ダンプカー規制法第14条で、同法第12条第1項の規定により届出をした団体の指導及び育成に努めるものと規定されており、補助を行うことによって同団体の指導及び育成につながる。

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 O A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		A
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	D
		(2) 対結果	A1
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	9	1	1	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D 具体的方向性 2

(評価区分) : D. 廃止
 (具体的方向性) : 2. 民間、市町村等に担ってもらうこと等により県の事業は廃止する。

判定根拠
 県からの補助金を廃止し、協会の自主財源での運営を図り、財政面以外の観点から支援していく。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-01-05

事業名	交通事故相談所運営事業	事業番号	05	課係名	県民生活課 交通安全班	係番号	01
-----	-------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 交通事故の被害者及び加害者又はその家族等</p> <p>(2) 現状 相談件数が減少傾向である。</p> <p>(3) 方法 市町村へ協力を依頼するとともに各種広報媒体を利用して県民への周知を図る。</p> <p>(4) 目標 相談件数の増加。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独 国庫補助率：(定額)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 国は、交通安全対策基本法第35条で、交通事故被害者等に対する損害賠償の適正化を図るため、自動車損害賠償補償制度の充実、交通事故による被害者等の行う損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずることになっている。また、地方公共団体は、同法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方公共団体は交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要があると規定されている。県が広域的な立場で同施策を実施するのが妥当である。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">12,819</td> <td style="text-align: right;">11,847</td> <td style="text-align: right;">12,299</td> <td style="text-align: right;">9,851</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：交通事故相談所運営費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	12,819	11,847	12,299	9,851	人工数	0.30	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	12,819	11,847	12,299	9,851												
人工数	0.30	0.30	0.30	0.30												
<p>2. 事業の必要性 交通事故は、被害者やその家族に精神的、肉体的、経済的に多大な影響を及ぼすため、大きな社会問題でもある。また、交通事故の被害者は、交通事故に関する知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故の相談の機会を充実させる必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：継続</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を (手段・活動指標) 交通事故相談員数</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標) 15年5人 16年5人 17年5人</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) 相談業務を維持するため、相談員の確保が重要である。</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) 交通事故相談件数</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標) 交通事故相談件数 15年1,563件 16年1,449件 17年1,345件</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 効果的な被害者救済の一助とするため、相談件数の増加を図る</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 交通安全班				
評価責任者	県民生活課		担当者 長松小也香		
課番号	030100	係番号	01	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-01-05				
事務事業名	交通事故相談所運営事業				
歳出事業コード(1)	106014001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	交通事故相談所運営費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	相談員1名あたりの処理件数					
成果指標名又は成果の内容(A')	交通事故相談件数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標:H20年度
活動指標A	件	312.60	289.80	269.00		350.00
成果指標A'	件	1,563.00	1,449.00	1,345.00		1,400.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	12,819	11,847	12,299	9,851	
	人工数D	0.30	0.30	0.30	0.30	
	人件費E	1,989	1,932	1,932	1,926	
	合計C+E=F	14,808	13,779	14,231	11,777	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	示談の方法や裁判所の利用方法等の一般的な情報提供のほか、損害賠償額や過失割合判定の妥当性といった専門的な分野についてもアドバイスを行っており、概ね満足していると考えられる。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	交通事故が増加傾向にあること、また、交通事故に特化した相談を行う公的機関が他にないことから、ニーズは高いと思われる。相談件数は減少傾向であるが、17年度は本所の移転もあり、移転先が充分周知されていなかったことが要因の一つと考えられる。18年度の月平均は120件であり、昨年度より増加が見込まれている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	他府県では相談員に民間保険会社出身者を雇用している事例は少ないが、本県では保険会社OBを雇用しており、保険に関する詳しいアドバイスができる。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	国は、交通安全対策基本法第35条で、交通事故被害者等に対する損害賠償の適正化を図るため、自動車損害賠償補償制度の充実、交通事故による被害者等の行う損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずることになっている。また、地方公共団体は、同法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要がある。さらに、公平・中立な立場から助言できる点でも官での実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	地方公共団体は、交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずるものと規定されている。県が広域的かつ公正・中立的な立場で同施策を実施するのが妥当である。また、「地方公共団体における交通安全対策について」の自治事務次官通達（昭和42年3月31日）において、都道府県における施策として位置づけている。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	地方公共団体は、交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずるものと規定されている。県が広域的な立場で同施策を実施するのが妥当であり、また、公平・中立な立場から助言できる点からも県での実施が妥当である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	公的機関で交通事故に特化した相談を行える機関はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	交通事故被害者の救済が目標であり、全県民を対象にすることで被害者救済という目標を達成している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	交通事故で困っている被害者の問題解決に取り組むことで、被害者救済という目標に直接結びつく。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定根拠	相談件数は減少傾向であるが、17年度は本所の移転もあり、移転先が充分周知されていなかったことも考えられる。18年度の月平均は120件であり、昨年度より増加が見込まれている。 費用が低下したにもかかわらず、成果は横ばいから増加の傾向にあり、対費用効果は増大しているといえる。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		
判定根拠	国からの交付金廃止により、費用は低下。それに伴い、18年度は相談員数を1名減としたが、従来通りの運営体制を維持しており、成果も昨年度より増加が見込まれ、費用は大幅に低下したにもかかわらず、相談員一人あたりの相談件数も増加が見込まれる。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	地方公共団体は、交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずるものと規定されている。県が広域的な立場で同施策を実施するのが妥当である。	

10. O A化の可能性		判定 A
(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。		
判定根拠	相談事業であり、O A化になじまない。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			C
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			B	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
		(2) 対結果	A 1	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
	10	2	1		

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 B 具体的方向性 1
(評価区分) : B. 現状維持 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定根拠	県は交通安全対策基本法第38条の規定により、国に準じた施策を講ずる必要がある。交通事故は依然として増加傾向にあり、交通事故被害者等救済のため引き続き同事業を推進する必要がある。 また、より多くの県民に利用してもらえるよう、様々な機会を利用して相談所の周知を図るほか、県民ニーズの把握にも努め、必要に応じて現在の運営体制を見直すなどして成果の向上を目指す。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-01-06

事業名	沖縄県交通遺児育成会への補助事業	事業番号	06	課係名	県民生活課 交通安全班	係番号	01
-----	------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 (財) 沖縄県交通遺児育成会</p> <p>(2) 現状 平成17年度は、交通遺児219人に対して11,682千円を給付した。</p> <p>(3) 方法 交通遺児育成会が交通遺児に対して行う給付金等育成事業に対し補助金を交付する</p> <p>(4) 目標 交通遺児の健全育成と福祉の向上。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 助成 (2) 国庫 国庫補助率：(定額)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 交通事故被害者対策の一環として実施する必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 交通事故は、車社会に起因する大きな社会問題であり、肉体的、経済的、精神的な面で被害者等に及ぼす影響が大きいこと。また、将来の社会を担う交通遺児(若者)への就学の援助を行うことは、本県の将来にとっても大きなメリットがある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>6,561</td> <td>5,905</td> <td>4,780</td> <td>3,831</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：交通遺児育成事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	6,561	5,905	4,780	3,831	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	6,561	5,905	4,780	3,831												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 本県における交通事故は増加傾向にある。交通遺児の健全育成を図るために、県は同会に対して適切な補助金を交付する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和55年度，終期：継続</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 寄付金額</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 寄付金額 15年22,281千円 16年21,033千円 17年22,732千円</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 引き続き実施</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 奨学金等給付率</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 奨学金等給付率 15年100% 16年100% 17年100%</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 交通遺児に対する経済的支援の一助となる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 交通安全班				
評価責任者	県民生活課		担当者長松小也香		
課番号	030100	係番号	01	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-01-06				
事務事業名	沖縄県交通遺児育成会への補助事業				
歳出事業コード(1)	106013002	事業区分	C		
歳出事業名(1)	交通遺児育成事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
政策目標				
施策				
再掲コード		計画名		
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		寄付金額					
成果指標名又は成果の内容(A')		奨学金等給付率					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	千円		22,281.00	21,032.00	22,732.00		22,732.00
成果指標A'	%		100.00	100.00	100.00		100.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C		6,561	5,905	4,780	3,831	
	人工数D		0.20	0.20	0.20	0.20	
	人件費E		1,326	1,288	1,288	1,284	
	合計C+E=F		7,887	7,193	6,068	5,115	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	同協会に対する募金・寄付等の支援により、奨学金受給を申請した全交通遺児に奨学金が支給(ただし、所得制限あり)されており、交通遺児に対する健全育成が図られている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	奨学金の支給対象を広げて欲しいとの父兄等からの要望を受け、平成14年度から給付対象に専門学校生を加えた。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	給付対象が、小学生から専門学校生・大学生となっており、給付対象が幅広い。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	交通事故被害者対策の一環として実施する必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	交通事故は、車社会に起因する大きな社会問題であり、肉体的、経済的及び精神的な面で被害者等に及ぼす影響が大きいこと。また、将来の社会を担う若者（交通遺児）への就学の援助を行うことは、本県の将来にとっても大きなメリットになる。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	補助金の支出業務であり、民間委託になじまない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	同会では、交通事故により父または母等の保護者を亡くした交通遺児を対象に小・中・高・養護学校・専門学校及び大学生まで幅広く奨学金・育成金等の給付を行うことで、遺児の学業の支援を行っている。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	交通事故により保護者等を亡くした遺児の学業上の不安を和らげ、健全育成及び福祉の増進を図る目的で実施している。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	同会に対する寄付金は、同会が給付する奨学金等（奨学金・育成金・見舞金・激励金）の貴重な財源となっている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠 県の補助金は減少傾向にあるが、交通遺児に対する奨学金等の給付率（成果）は100%を保っている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠 費用は減少しているが、活動指標（寄付金額）は横ばいである。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 沖縄県交通遺児育成補助金交付要綱では、同会に対する補助額が定額となっている。交通事故被害者対策の一環として県が同会に対する補助金を交付する必要がある。

10. O A化の可能性 判定 B

(判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。

判定根拠 O A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
(2) 県市町村	B		
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		B

合計	A	B	C	D	E
	7	5	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的な方向性	2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的な方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定根拠 本県における交通事故は、増加傾向にある。交通遺児の健全育成を図るため、県は同会に対して適切な補助金を交付する必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-03-04

事業名	物価安定対策事業	事業番号	04	課係名	県民生活課 消費生活班	係番号	03
-----	----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 生活関連物資を販売する県内の事業者及び一般消費者</p> <p>(2) 現状 ・本県は、生活関連物資の自給率が低く、離島県であるため移入・輸入に費用がかかり、物価に影響を受けやすい。 ・台風被害の影響により生鮮食品の価格は影響を受けやすい。 ・最近はいラク情勢による原油価格の高騰から石油製品の上昇が見られる。 以上のことから、行政は県全域の物価及び需給動向を把握する必要がある。 ・消費生活に関するトラブルの未然防止のため情報提供を強化する必要がある。</p> <p>(3) 方法 県内全市町村に消費生活推進員（平成17年度までは価格調査員）35人を配置し、毎月380店舗を対象に生活関連物資の価格や需給動向の調査及び監視を行い、物価対策及び消費者保護施策の基礎資料とする。その結果については広く県民に提供するとともに、物価問題の啓発も行う。調査協力店舗に対しては調査結果や広報誌などを直接送付し、事業者への情報提供も行う。また、推進員が配置された各地域において地域住民にリーフレットを配る等の消費生活に関する情報提供を行う。</p> <p>(4) 目標 対象者に物価問題と物価対策について認識を深めさせ、物価問題に対する理解と協力を得ることにより物価の安定を図り、県民生活の安定および向上を目指す。 各地域に配置された推進員が地域に情報を提供することで、きめ細かい情報提供を目指す。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 物価の安定を図ることにより、県民生活の安定と向上を図ることは行政の責務である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 「沖縄県消費生活条例」第24条の規定により、県は、県民の消費生活と関連性の高い物資の価格及び需給の動向に関する情報収集、調査を実施する責務がある規定とされている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>36,347</td> <td>31,916</td> <td>28,720</td> <td>23,400</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：物価行政推進事業費、物価行政推進事務費、物価問題啓発事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	36,347	31,916	28,720	23,400	人工数	1.10	1.10	1.10	1.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	36,347	31,916	28,720	23,400												
人工数	1.10	1.10	1.10	1.10												
<p>2. 事業の必要性 生活関連物資等について価格と需給の調査・監視を行い、県民生活の安定を図るとともに不合理な価格形成を抑制する必要がある。 また、不当な価格上昇などが起こらないように業者を要請・指導することにより業界に対する適正価格保持のけん制を行う必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和50年，終期：継続</p>																
<p>4. 自治上の区分：自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 価格調査員数（18年度から消費生活推進員） 年末物価対策（物価パトロール） 「沖縄県の物価」発行部数 暮らしの情報紙「がじまる」発行部数 物価ダイヤル問い合わせ件数</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績 8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標）</p> <p>平成15年度 45人・年300部 毎月 5,000部・年70件 平成16年度 44人・年300部 毎月 10,000部・年41件 平成17年度 39人・年300部 毎月 10,000部・年56件</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 「沖縄の物価」300部を継続して作成する。 物価情報を広報紙及びホームページで継続して掲載する。 毎月380店舗を継続して価格・需給調査する。 事業運営の合理化を図り、調査品目の見直し、配置の見直し等を随時行う。 18年度より、価格調査員を消費生活推進員とし、各市町村において物価問題だけではなく、消費生活全般に対する調査や情報提供を行っている。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 生活関連物資価格調査店舗数 業者の監視・状況把握・市場調査 行政運営の基礎資料の提供 県民に対する情報提供</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 平成15年度 500店舗 平成16年度 450店舗 平成17年度 400店舗 物価パトロールの様子は毎年マスコミでも取り上げられ広く県民にも知られている。 調査員の報告では、価格の非表示の問題が改善されてきている。 調査結果・調査を通して、県内の物価行政が推進できた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 推進員による価格・需給調査及び消費生活全般の調査・監視・啓発活動を行い、県民の消費者意識の向上、物価安定をはじめとした県民生活の安定向上を図る。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 消費生活班				
評価責任者	県民生活課		担当者	大城奈々	
課番号	030100	係番号	03	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-03-04
事務事業名	物価安定対策事業
歳出事業コード(1)	100005001事業区分 A
歳出事業名(1)	物価行政推進費
歳出事業コード(2)	100005002事業区分 E
歳出事業名(2)	物価行政推進事務費
歳出事業コード(3)	100006001事業区分 D2
歳出事業名(3)	物価問題啓発事業費

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	消費生活推進員人数(平成17年までは価格調査員)						
成果指標名又は成果の内容(A')	監視・啓発調査店舗数						
活動指標名又は活動の内容(B)	沖縄県の物価						
成果指標名又は成果の内容(B')	県民への情報提供						
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	人	45.00	44.00	39.00	37.00		37.00
成果指標A'	店舗	500.00	450.00	400.00	380.00		380.00
活動指標B	冊	300.00	300.00	300.00	300.00		300.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	36,347	30,749	28,426	23,400		
	人工数D	1.10	1.10	1.10	1.10		
	人件費E	7,293	7,084	7,084	7,062		
	合計C+E=F	43,640	37,833	35,510	30,462		

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	県内全市町村を対象に調査した結果を、くらしの情報紙「がじまる」及び当課ホームページにおいて公表している。その結果は、公共施設等の年間契約購入時の資料として使われるほか、公表されることによって不当な価格設定のないよう業者へのけん制につながった。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 B (判定内容) B: 横ばい
判定根拠	平成17年は世界的な原油高騰の影響もあり石油製品価格の上昇が見られ、また本土をおそった寒波の影響で野菜類の高騰が全国的に報じられた。問い合わせ件数は前年(41件)より増加し、石油製品価格に対する問い合わせが多かった。(56件中35件)今後の原油価格の動向が石油製品価格に与える影響や、例年に見られない環境変化が及ぼす農産物価格への影響が考えられるため、県民の関心は依然高まるであろう。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	離島県である本県は他県と比較しても特異的な価格形態を持つ。復帰当初から課題でもある離島における物価問題（本島との価格差）は今なお存在しており、今後ともこの問題における対策を講じる必要がある。本事業は離島を含めた全市町村が対象となっており、その調査結果は離島物価対策の基礎資料にもなっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	「沖縄県消費生活条例」第24条	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	「沖縄県消費生活条例」第24条の規定により、県は県民の消費生活と関連の高い物資の価格及び需給の動向に関する情報収集、調査を実施する責務があると規定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	定点調査を行うため。民間の店舗への調査依頼を行っており、調査の客観性・公平性の確保の観点から、行政が実施することが効果的である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	統計課が行っている小売物価統計調査は、小売店を訪問し価格調査を行っている点では類似した事業であると思われるが、調査方法および調査地域、目的（統計法により統計以外でのデータ使用の禁止）等が異なり、統合を図ることは困難である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	全市町村を対象に行っていることから、適当であると考ええる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	消費生活推進員37人を県内全域に配置し、生活関連物資の価格および需給動向について調査し、県内380店舗の状況を把握している。調査結果については、くらしの情報紙「がじまる」（隔月10000部発行）及びホームページにて広く県民へ情報提供している。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | D
 (判定内容) D. 費用、成果とも低下傾向。

判定 根拠	事業費の削減に伴い、事業の規模も縮小傾向にある。（推進員・店舗数・品目数） 今後事業費の削減が続けば、県内全域を網羅した調査・監視を行うことができず、県民の必要とする情報が十分に得られない事態が予測される。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | D
 (判定内容) D. 費用、結果とも低下傾向。

判定 根拠	事業費が削減されると、消費生活推進の活動旅費などの減から事業規模が縮小され、調査精度の低下が懸念される。 また、旅費の削減のため推進員の辞令交付式および研修会の出席人数を減らせば、推進員の意識・資質の低下による調査精度の影響が懸念される。
----------	--

9. 県の負担割合

(判定内容) A. 妥当である。 判定 | A

判定 根拠	「沖縄県消費生活条例」に基づき県民と県内の事業者を対象とした調査を実施していることから全額県が負担することが必要である。
----------	--

10. O A化の可能性

(判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。 判定 | B

判定 根拠	調査結果の報告について、O A化への移行が望ましいが、インターネットの普及率が未だ低く、全推進員へのインターネットの設置は困難である。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	D
		(2) 対結果	D
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		B	

合計	A	B	C	D	E
6	4	1	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	投入資源の活用方法の合理化は今後も検討するが、県民生活の安定と向上を図るため、事業を継続する必要がある。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030100-03-06

事業名	消費者啓発事業	事業番号	06	課係名	県民生活課 消費生活班	係番号	03
-----	---------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 一般消費者</p> <p>(2) 現状 県民生活センターに寄せられる消費者苦情相談件数は、毎年増加を辿る一方であったが、平成17年度については11,318件と前年度に比べて1,143件減少した。しかし、経済社会の急激な変化により相談内容は複雑化・多様化している。</p> <p>(3) 方法 県の広報媒体を活用するとともに講演会やパネル展、啓発講座等を開催し、また、パンフレット等の啓発資料を無料配布することでかきこい消費者の育成を図る。また、平成18年度より県民生活センター相談業務を「NPO法人消費者センター沖縄」に委託したところである。</p> <p>(4) 目標 消費者被害の救済及び未然防止を図り、消費者意識の向上を促す。</p> <p>2. 事業の必要性 消費者苦情相談の事例等を広く一般消費者に提供し、消費者意識を啓発することにより、県民の消費生活トラブルを未然に防止する必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和63年，終期：継続</p> <p>4. 自治上の区分：自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 一般消費者の消費生活における利益の擁護及び増進と被害の未然防止を図ることは行政の責務である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 「沖縄県消費生活条例」第3条により、県は、消費者の権利の尊重及び自立の支援、その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務があると規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>33,303 (29,132)</td> <td>35,741 (30,030)</td> <td>27,428 (26,534)</td> <td>27,394 (26,478)</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.60</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：消費者啓発事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	33,303 (29,132)	35,741 (30,030)	27,428 (26,534)	27,394 (26,478)	人工数	0.60	0.40	0.40	0.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	33,303 (29,132)	35,741 (30,030)	27,428 (26,534)	27,394 (26,478)												
人工数	0.60	0.40	0.40	0.60												

<p>(1) 何を (手段・活動指標)</p> <p>消費生活講座開催数</p> <p>消費生活講演会開催数</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標)</p> <p>平成15年度 126回 平成16年度 99回 平成17年度 90回</p> <p>平成15年度 2回 平成16年度 2回 平成17年度 1回</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標)</p> <p>消費生活講座開催数：120回 消費生活講演会開催数：年間2回以上 消費生活パネル展開催数：年間7回 消費生活資料配布数：年間10万部以上 その他の啓発活動：県の広報媒体及びホームページの活用</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標)</p> <p>消費生活講座受講者数</p> <p>消費生活講演会参加者数</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標)</p> <p>平成15年度 6,115人 平成16年度 7,033人 平成17年度 4,375人</p> <p>平成15年度 50人 平成16年度 340人 平成17年度 120人</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標)</p> <p>消費生活講座受講者数：6,000人 消費生活講演会参加者数：200人 年々出現する新手の悪質商法に対処し、消費者被害を未然に防止する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 県民生活課 消費生活班				
評価責任者	県民生活課		担当者 大城奈里子		
課番号	030100	係番号	03	電話番号	866-2187
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030100-03-06				
事務事業名	消費者啓発事業				
歳出事業コード(1)	100009001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	消費者啓発事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	消費生活講座開催数					
成果指標名又は成果の内容(A')	消費生活講座受講者数					
活動指標名又は活動の内容(B)	消費生活講演会開催数					
成果指標名又は成果の内容(B')	消費生活講演会参加人数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	126.00	99.00	90.00	120.00	120.00
成果指標A'	人	6,115.00	7,033.00	4,375.00	6,000.00	6,000.00
活動指標B	回	2.00	2.00	1.00	2.00	2.00
成果指標B'	人	50.00	340.00	120.00	200.00	200.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	33,303	35,741	26,474	27,394	
	人工数D	0.60	0.40	0.40	0.60	
	人件費E	3,978	2,576	2,576	3,852	
	合計C+E=F	37,281	38,317	29,050	31,246	

消費者啓発活動は、本課で直接実施する他、県民生活センターにおいても各種の事業を展開している。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	消費生活講演会、講座、研修会の需要が高く、啓発資料に対する県民の関心も高い。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	社会経済の進展に伴い、消費者問題は依然として多く、新たな悪質商法の手口の発生や内容の複雑・多様化が進んでいる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	消費者行政に係る予算及び職員数は全国平均より少ない。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	消費者基本法により、消費者の利益の擁護及び推進に関する対策の総合的推進を図り、消費生活の安定及び向上を確保することとされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	消費者基本法により、国は経済社会の発展に即応して消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されており、地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、これを実施する責務を有すると規定されている。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	平成18年度より、県民生活センター相談業務を消費生活相談員等で構成されている「NPO法人消費者センター沖縄」に委託したところである。それによって、知識と経験を備えた人材確保が可能となり、迅速な被害救済とより良好な県民サービスを図ることが期待できる。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	消費者啓発に係る他の事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	消費者啓発は県民を対象として広く行うべきであり、適当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	悪質商法等、消費生活に関する情報を提供することにより、かきこい消費者の育成と消費者被害の未然防止を図ることができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定 根拠	事業費は削減傾向にあるが、消費者啓発にかかる講演会や講座等は例年、同程度の規模である。また、別事業「平成17年度提案公募型事業」において、県とNPO法人の協働事業として実施した「消費生活出前講座」の受講者数が4,692人であった実績を踏まえると、消費生活に関する県民意識は高くなっていると考えられる。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	消費者啓発に係る事業を継続して展開しているが、今後は、講座や講演会等、啓発事業の内容や対象者等について検討し、充実を図る必要がある。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県民の消費者啓発のため妥当である。
----------	-------------------

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	消費者苦情相談の処理概要の情報共有化のため、全国規模のコンピュータネットワークを運営している。また、当課ホームページにより消費生活に関する情報の発信を行っている。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			A
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			E	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2	
		(2) 対結果	A 2	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			D	

合計	A	B	C	D	E
9	1	1	1	1	1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	県民生活センターに寄せられる消費生活相談件数は、毎年増加を辿る一方であったが、平成17年度については11,318件と、前年度に比べて1,143件減少した。しかし、相談件数は依然として多く、次から次へと新たな悪質商法の手口が現れ、内容が複雑化・多様化している。 今後も消費者啓発を推進し、消費者被害を未然に防止するとともに、消費者被害の救済促進、県民への良好なサービスを図っていく。
----------	---